

**【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その 152:コミュニティ隔離措置再変更(9月7日発表)、及び9月6日発表内容修正)**

**【ポイント】**

- 9月7日、フィリピン政府は、9月6日に発表したマニラ首都圏(NCR)のコミュニティ隔離措置を、警戒レベル・システムを備えたパイロットGCQが発令される日か9月15日までのいずれか早いほうの日までMECQに再変更することを発表しました。
- 当館から7日付けの領事メール(その151)で案内しましたコミュニティ隔離措置について、その内容に誤りがありましたので、再度案内します。

**【本文】**

1 9月7日、フィリピン政府は、9月6日に発表したマニラ首都圏(NCR)のコミュニティ隔離措置について、警戒レベル・システムを備えたパイロットGCQが実施されなければ、9月15日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置(MECQ)」を課す地域に変更することを発表しました。

2 また、当館からコミュニティ隔離措置について、7日付けの領事メール(その151)でフィリピン政府が発表した延長・変更内容をお知らせしましたが、その内容に誤りがありましたので、以下のとおり修正の上、再度案内します。

(1) 9月8日から9月30日まで「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置(MGCQ)」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域(CAR)：イフガオ州、マウンテン州
- ・地域1(イロコス地方)：ラ・ウニオン州
- ・地域2(カガヤンバレー地域)：バタネス州
- ・地域3(中部ルソン地域)：アウロラ州、ヌエヴァ・エジハ州、パンパンガ州、サンバレス州、アンヘレス市、オロンガポ市
- ・地域4B(ミマロパ地域)：マリンドウク州、オリエンタル・ミンドロ州、ロンブロン州、パラワン州
- ・地域5(ビコル地域)：アルバイ州、北カマリネス州、南カマリネス州、カタンドゥアネス州、マスバテ州、ソルソゴン州
- ・地域7(中部ビサヤ地域)：ボホール州、シキホール州
- ・地域8(東ビサヤ地域)：ビリラン州、レイテ州、南レイテ州、東サマール州、北サマール州、サマール州、オルモック市
- ・地域10(北ミンダナオ地域)：ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州
- ・バンサモロ自治地域(BARMM)：バシラン州、マギンダナオ州、スールー州、タウイタウイ州

(2) 9月8日から9月30日まで「一般的なコミュニティ隔離措置(GCQ)」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域(CAR)：バギオ市、カリンガ州、アブラ州、ベンゲット州
- ・地域1(イロコス地方)：ダグパン市
- ・地域2(カガヤンバレー地域)：サンティアゴ市、キリノ州、イサベラ州、ヌエヴァ・ヴィスカヤ州
- ・地域3(中部ルソン地域)：タルラック州
- ・地域4B(ミマロパ地域)：オクシデンタル・ミンドロ州、プエルト・プリンセサ市
- ・地域6(西ビサヤ地域)：アクラン州、ギマラス州、西ネグロス州
- ・地域7(中部ビサヤ地域)：セブ市、マンダウエ市

- ・地域 9（サンボアンガ半島地域）：サンボアンガ・シブガイ州、サンボアンガ市、北サンボアンガ州
- ・地域 10（北ミンダナオ地域）：西ミサミス州、イリガン市
- ・地域 11（ダバオ地方）：東ダバオ州、南ダバオ州
- ・地域 12（ソクサージェン地域）：ジェネラル・サントス市、スルタン・クダラット州、サランガニ州、コタバト州、南コタバト州
- ・地域 13（カラガ地方）：北アグサン州、南アグサン州、北スリガオ州、南スリガオ州、ディナガット諸島
- ・バンサモロ自治地域（BARMM）：コタバト市、南ラナオ州

（3）9月8日から9月30日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域（CAR）：アパヤオ州
- ・地域 3（中部ルソン地域）：ブラカン州、バターン州
- ・地域 4A（カラバルソン地域）：カヴィテ州、ルセナ市、リサール州、ラグナ州
- ・地域 6（西ビサヤ地域）：イロイロ州、イロイロ市
- ・地域 10（北ミンダナオ地域）：カガヤン・デ・オロ市

（4）9月8日から9月30日まで「制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域

- ・地域 1（イロコス地方）：南イロコス州、パンガシナン州
- ・地域 2（カガヤンバレー地域）：カガヤン州
- ・地域 4A（カラバルソン地域）：ケソン州、バタンガス州
- ・地域 5（ビコル地域）：ナガ市
- ・地域 6（西ビサヤ地域）：アンティーク州、バコロド市、カピズ州
- ・地域 7（中部ビサヤ地域）：セブ州、ラプラプ市、東ネグロス州
- ・地域 9（サンボアンガ半島地域）：南サンボアンガ州
- ・地域 10（北ミンダナオ地域）：東ミサミス州
- ・地域 11（ダバオ地方）：ダバオ市、北ダバオ州、西ダバオ州、ダバオ・デ・オロ州
- ・地域 13（カラガ地方）：ブトゥアン市

（5）9月7日から9月30日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」を課す地域

- ・地域 1（イロコス地方）：北イロコス州

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

#### 【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）
  - ・決議第 137 号（警戒レベル・システムを備えたパイロット GCQ の延長等）  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sep/20210907-IATF-137-RRD.pdf>
  - ・決議第 136-F 号（コミュニティ隔離措置の延長・変更等）  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sep/20210906-IATF-RESO-RRD.pdf>
  - ・決議第 136-G 号（北イロコス州の再変更）  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sep/20210906-IATF-Resolution-No.-136-G.pdf>

- 大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス (PCOO)
- ・警戒レベル・システムを備えたパイロット GCQ の延長  
[https://pcoo.gov.ph/news\\_releases/pilot-implementation-of-gcq-with-alert-levels-system-in-ncr-deferred/](https://pcoo.gov.ph/news_releases/pilot-implementation-of-gcq-with-alert-levels-system-in-ncr-deferred/)
- ・マニラ首都圏は GCQ  
[https://pcoo.gov.ph/news\\_releases/palace-announces-community-quarantine-classifications-for-september-ncr-now-in-gcq/](https://pcoo.gov.ph/news_releases/palace-announces-community-quarantine-classifications-for-september-ncr-now-in-gcq/)

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）  
[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

（問い合わせ窓口）

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：[http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：（市外局番 082）221-3100

FAX：（市外局番 082）221-2176

ホームページ：[https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)